

(2) 交付決定通知を受け、車両を購入した後の提出書類

項 目		○を 記入
1. 完了実績報告書	様式第10及び様式第10(その2)	○
2. 補助対象経費に係る請求書の写し(コピー)	補助対象車両の登録番号又は車台番号が記載されていること	○
3. 補助対象経費に係る支払いを証する書類(領収証等)の写し(コピー)		○
4. 補助対象車両の自動車検査証の写し(コピー)		○
5. 自動車賃貸借契約書の写し(リースの場合に限る)		○
6. リース料金算定根拠明細書の写し(補助金がリース料金に反映されていること)(リースの場合に限る)		○

(3) 交付額確定を受けた後の提出書類

項 目		○を 記入
1. 精算払請求書	様式第13	○

(4) 事業報告書の提出書類(環境大臣あて提出)

項 目		○を 記入
1. 環境省が定める書面	年度終了後30日以内	○

- ※ JATA申請システムでは、一覧表の提出は必要ありません。また、様式については、システム上で入力して頂きます。
- ※ JATA申請システムでの申請ができない場合には、信書便等での申請も可能です。
- ※ 提出資料が不足している場合には、受付されない場合があります。
- ※ 書類作成につきましては十分ご注意願います。
- ※ 写し(コピー)は鮮明な物をお願いいたします。